

A6 基金拠出型医療法人と異なり、経過措置型医療法人では出資者の財産権が保障されています。そのため、出資者は、退社や医療法人の解散の場合には、その持分に応じて財産の払戻請求権又は分配請求権を有しています。

【解説】

財産権が保障されていることが、医療法人の非営利性を損なっているとして第5次医療法改正後、経過措置型医療法人は新たに設立することができなくなりました。

第5次医療法改正後、解散時の残余財産の帰属すべき者は、国・地方公共団体等としなければならないとされました。ただし、経過措置型医療法人に新医療法を適用すると、出資者の財産権を侵害することになるため、経過措置型医療法人については出資者に解散時の残余財産が帰属することが認められています。

1. 退社時の持分払戻請求権

定款の定めにより、出資持分のある社員が社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて持分の払戻しを請求することができます。

2. 解散時の残余財産分配請求権

定款の定めにより、社団である医療法人で持分の定めのあるものが解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配することとされています。

なお、退社や解散をしないまま、持分の払戻しを行った場合には、医療法に定める剰余金の配当禁止規定に抵触するため注意が必要です。